「第103回北海道国土利用計画審議会(書面開催)委員からの質疑等と対応について」

番号	変更地域名 (図面番号)	関 係 市町村名	委 員 名	質 疑 等	対 応 等
1, 2	石狩都市地域小樽都市地域	石狩市 小樽市	武野委員		泊地)の確保です。水域施設の確保と同時に、水際線に貨物 船の係留施設(係船柱、岸壁など)を整備して利用しています。中央に残る三角域については、かつて海浜地及び防風保
3	苫小牧都市地 域	苫小牧市	武野委員		掘り込みの目的は、漁船を対象とした水域施設(航路及び泊地)の確保です。水域施設の確保と同時に、水際線に漁船の 係留施設(係船柱、岸壁など)を整備して利用しています。
7	札幌農業地域	札幌市	佐久間委員	諮問書別紙の概要説明における変更理由は「既成市街地における住居系土地利用の実施がなされた」であり、変更案件説明書(資料2)中の航空写真・現況写真提示部分での変更理由(33P)は「既成市街地における住居系土地利用及び商業系土地利用の実施がなされた」とある。相異なる説明であり、いずれが正しいか。	正しい変更理由です。
7	札幌農業地域	札幌市	藤田委員	いか。 2. 本案件は適当であると考えるが、参考までに聞きたい。 市街化調整区域の地区計画区域内ということで、当該地域は すでにかなりの建物の建築がされてきたが、(住居系商業 系)土地利用率がある一定数を超えなければ市街化地域に編 入できないというような、(札幌市独自の)基準があるの か。	1. 最新の航空写真が使用できなかったため、現況とかい離がありますが、写真①の撮影箇所には、本案件対象区域内にマクドナルドの建物が現存します。 2. 本案件における既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域(既成市街地の区域*に接続する土地の区域で、50ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域でとに算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の三分の一以上であるもの(手稲山口地区の場合、基準年(平成27年において39.8%)」とされ、この基準によるものであり、札幌市独自の基準ではありません。 ※前号の土地の区域:(都市計画法施行規則第8条第1号)50ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が一ヘクタール当たり40人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上であるもの。

「第103回北海道国土利用計画審議会(書面開催)委員からの質疑等と対応について」

番号	変更地域名 (図面番号)	関 係 市町村名	委	員	名	質 疑 等 対 応 等
8	札幌農業地域	札幌市	佐	E久間委員		諮問書別紙の概要説明における変更理由は「既成市街地にお 「既成市街地における住居系土地利用及び商業系土地利用の実施がなされた」 「既成市街地における住居系土地利用及び商業系土地利用の実施がなされた」 が正しい変更理由です。 であり、変更案件説明書(資料 2) 中の航空写真・現況写真提示部分での変更理由(3 7 P) は「既成市街地における住居系土地利用の実施がなされた」とある。相異なる説明であり、いずれが正しいか。
9	恵庭農業地域	恵庭市	i	神林委員	L	資料2の39Pの位置図において、対象地の位置が資料4OP 位置図における「農業地域縮小箇所」の地点が正確に表記されておりませんでした。
19	清水森林地域	清水町	4	椎野会長		現況は「資材置場及び農地」とのことですが、資材置場を農業地域に指定することに少し違和感がある。整合性がとれる説明は可能か。(たとえば、資材は農業に関連するものである、指定地域のうち資材置場面積はごく小規模であり農業地域とすることに大きな齟齬はない、など) は、不十分であり、「変更後は農業地域のその他区域」という説明が正しい説明となります。農業地域の場合、農用地区域とすることに大きな齟齬はない、など) 場合ですと開発許可の申請が必要で、現況農地であれば農地法5条による許可が必要となります。農用地区域以外の農業地域の開発行為は特に手続きは必要ありません。本地域は農用地区域に指定されていないため、資材置場を設置することも可能です。
19	清水森林地域	清水町	估	E 久間委員		説明用資料における当該地域の計画変更後における土地利用の説明(11p)では「変更後は農業地域の農用地区域のみとなる。」とあるが、諮問書別紙の概要説明における細区分の指定状況は未記入であり、同様に変更案件説明書(資料2)の97pにおける細区分も未記入となっている。農振法における農用地区域の指定は受けたのか、これから受けることになるのか。受けたのであれば細区分に記載する必要があると思われ、これから受けるということならばそのように説明する必要があるのではないか。

「第103回北海道国土利用計画審議会(書面開催)委員からの質疑等と対応について」

番号	変更地域名 (図面番号)	関 係 市町村名	委	員	名	賞 疑 等	対 応 等
19, 20	清水森林地域 陸別森林地域	清水町 陸別町	森	本委員		1. 該当地は民有地か、公有地か。 2. 民有地である場合、区分変更後に積極的に農地として活用を促す指導をする権限が道にあるか。	不十分であり、「変更後は農業地域のその他区域」という説明が正しい説明となります。いずれも、森林以外の用途で土地を利用するために林地開発が行われ、森林ではなくなったことから森林地域を外し、資材置場や農地等として使用しています。
19, 20	清水森林地域 陸別森林地域	清水町 陸別町	森	本委員		4. 積極的に農地として利用しないのであれば、開発前の自然の姿(たとえば森林)に戻す、という選択肢があってもいいのではないか。	として使う意向はないため、森林地域を外し資材置場や農地 として使用しています。なお、農業地域は市町村エリアの中
21	厚岸自然公園 地域	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町	森	本委員			小する部分があり、十分にご理解いただける表現となってお